

# 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 特定基地局の開設計画に係る認定審査結果

情報流通行政局  
平成26年6月

注) 申請のあった全地域について一括して記載している。

◎開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。(電波法第二十七条の十三第四項第一号)

審査項目	審査概要・考え方	審査結果
開設計針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設計針第一項)		
無線設備規則第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務を行う放送局のうち、開設計針第二項一号に定める周波数を使用するものであること。(開設計針第一項)	申請者が開設を希望している特定基地局は、無線設備規則第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務を行う放送局のうち、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。	適
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(開設計針第二項)		
使用する周波数は、99MHzを超え108MHz以下の周波数であること。(開設計針第二項第一号)	申請者が使用を希望している周波数は、99MHzを超え103.5MHz以下又は103.5MHzを超え108MHz以下であることから、適当と認められる。	適
<p>第一号に規定する周波数の使用区域が以下の区域であること。</p> <p>(一) 九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数にあつては、東北広域圏(基幹放送普及計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)第三の1の(一)エにおける区域をいう。以下同じ。)、東海・北陸広域圏(同(一)カにおける区域をいう。以下同じ。))及び中国・四国広域圏(同(一)キにおける区域をいう。以下同じ。))</p> <p>(二) 一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数にあつては、近畿広域圏(基幹放送普及計画第三の1の(一)ウにおける区域をいう。以下同じ。)、関東・甲信越広域圏(同(一)オにおける区域をいう。以下同じ。)、九州・沖縄広域圏(同(一)クにおける区域をいう。以下同じ。))及び北海道</p> <p>(開設計針第二項第二号)</p>	申請者が希望する周波数の使用区域は、99MHzを超え103.5MHz以下の周波数にあつては、東北広域圏、東海・北陸広域圏及び中国・四国広域圏、103.5MHzを超え108MHz以下の周波数にあつては、近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道であることから、適当と認められる。	適

◎開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。(電波法第二十七条の十三第四項第一号)

審査項目	審査概要・考え方	審査結果
<b>当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項(開設指針第三項)</b>		
<p>開設計画の認定の日から5年以内に、放送対象地域における世帯カバー率が、近畿広域圏及び関東・甲信越広域圏においては百分の八十以上、東海・北陸広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道においては百分の七十以上、東北広域圏及び中国・四国広域圏においては百分の六十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設すること。(開設指針第三項第一号)</p>	<p>申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた期日までに、放送対象地域における世帯カバー率が、近畿広域圏及び関東・甲信越広域圏においては100分の80以上、東海・北陸広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道においては100分の70以上、東北広域圏及び中国・四国広域圏においては100分の60以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。</p>	適
<p>開設計画の認定の日から5年以内に、前項第二号に規定する区域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率が百分の五十以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。(開設指針第三項第二号)</p>	<p>申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた期日までに、各放送対象地域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。</p>	適
<p>開設計画の認定の日から5年以内に、前項第二号に規定する区域の駅カバー率及び道路施設カバー率が百分の五十以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。(開設指針第三項第三号)</p>	<p>申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた期日までに、各放送対象地域の駅カバー率及び道路施設カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。</p>	適
<p>前項第二号に規定する区域において、当該特定基地局により行われる放送があまり受信できるように努めること。(開設指針第三項第四号)</p>	<p>申請者は、ビル陰や高速道路等の不感地帯において小規模局を配置していくこと、また開設計画の認定期間以降も当該放送対象地域があまり受信できるように努めるとしていることから、適当と認められる。</p>	適
<b>当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項(開設指針第四項)</b>		
<p>第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項)</p>	<p>申請者は、各放送対象地域における当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。</p>	適

◎開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。(電波法第二十七条の十三第四項第一号)

審査項目	審査概要・考え方	審査結果
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項(開設指針第五項)		
申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(一))	申請者は、当該申請に係る放送対象地域において本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。	適
申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)ではないこと。(開設指針第五項第三号(二))	申請者は、当該申請に係る放送対象地域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。	適
申請者が法人又は団体である場合にあつては、その役員が当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(三))	申請者の役員は、当該申請に係る放送対象地域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。	適
申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。(開設指針第五項第三号(四))	申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者(申請者を除く。)は、当該申請に係る放送対象地域において本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。	適

■本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果																																																																				
<p>第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第一号(-))</p>	<p>① 放送対象地域毎の世帯カバー率</p> <table border="1" data-bbox="368 264 1315 942"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">大規模・中規模の特定基地局※の開設数(括弧内累計)</th> <th rowspan="2">認定から5年以内に求めるカバー率</th> </tr> <tr> <th>2014年度末</th> <th>2015年度末</th> <th>2016年度末</th> <th>2017年度末</th> <th>2018年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州・沖縄 (584万世帯)</td> <td>3(3) 31.3%</td> <td>9(12) 72.1%</td> <td>0(12) 72.1%</td> <td>0(12) 72.1%</td> <td>0(12) 72.1%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国 (462万世帯)</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>1(1) 10.0%</td> <td>15(16) 60.1%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>近畿 (865万世帯)</td> <td>1(1) 68.9%</td> <td>1(2) 73.1%</td> <td>0(2) 73.1%</td> <td>0(2) 73.1%</td> <td>2(4) 80.6%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸 (688万世帯)</td> <td>0(0) 0%</td> <td>1(1) 46.3%</td> <td>3(4) 60.4%</td> <td>0(4) 60.4%</td> <td>4(8) 72.5%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越 (2015万世帯)</td> <td>1(1) 61.1%</td> <td>1(2) 75.1%</td> <td>0(2) 75.1%</td> <td>0(2) 75.1%</td> <td>6(8) 89.1%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>東北 (340万世帯)</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>1(1) 19.8%</td> <td>7(8) 60.1%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>北海道 (242万世帯)</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>0(0) 0%</td> <td>1(1) 47.9%</td> <td>5(6) 72.4%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>全国 (5195万世帯)</td> <td>5(5)</td> <td>12(17)</td> <td>3(20)</td> <td>3(23)</td> <td>39(62)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表以外に高速道路のサービスエリア・パーキングエリアに3W以下の特定基地局を設置(全国で133局)。</p>		大規模・中規模の特定基地局※の開設数(括弧内累計)					認定から5年以内に求めるカバー率	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	九州・沖縄 (584万世帯)	3(3) 31.3%	9(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%	70%	中国・四国 (462万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 10.0%	15(16) 60.1%	60%	近畿 (865万世帯)	1(1) 68.9%	1(2) 73.1%	0(2) 73.1%	0(2) 73.1%	2(4) 80.6%	80%	東海・北陸 (688万世帯)	0(0) 0%	1(1) 46.3%	3(4) 60.4%	0(4) 60.4%	4(8) 72.5%	70%	関東・甲信越 (2015万世帯)	1(1) 61.1%	1(2) 75.1%	0(2) 75.1%	0(2) 75.1%	6(8) 89.1%	80%	東北 (340万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 19.8%	7(8) 60.1%	60%	北海道 (242万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 47.9%	5(6) 72.4%	70%	全国 (5195万世帯)	5(5)	12(17)	3(20)	3(23)	39(62)		<p>5年以内に、各放送対象地域において順次特定基地局を整備し、これらの特定基地局によって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各放送対象地域において、右表に掲げる数値以上</li> <li>②各放送対象地域内の都府県において、50%以上</li> <li>③各放送対象地域内の鉄道駅の50%以上</li> <li>④各放送対象地域内のサービスエリア・パーキングエリアの50%以上</li> </ul> <p>というカバー率の要件を満たす計画であることから、合理的かつ具体的な特定基地局の整備計画を有していると認められる。</p>	<p>適</p>
			大規模・中規模の特定基地局※の開設数(括弧内累計)						認定から5年以内に求めるカバー率																																																														
		2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末																																																																	
	九州・沖縄 (584万世帯)	3(3) 31.3%	9(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%	0(12) 72.1%	70%																																																																
	中国・四国 (462万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 10.0%	15(16) 60.1%	60%																																																																
	近畿 (865万世帯)	1(1) 68.9%	1(2) 73.1%	0(2) 73.1%	0(2) 73.1%	2(4) 80.6%	80%																																																																
	東海・北陸 (688万世帯)	0(0) 0%	1(1) 46.3%	3(4) 60.4%	0(4) 60.4%	4(8) 72.5%	70%																																																																
	関東・甲信越 (2015万世帯)	1(1) 61.1%	1(2) 75.1%	0(2) 75.1%	0(2) 75.1%	6(8) 89.1%	80%																																																																
	東北 (340万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 19.8%	7(8) 60.1%	60%																																																																
	北海道 (242万世帯)	0(0) 0%	0(0) 0%	0(0) 0%	1(1) 47.9%	5(6) 72.4%	70%																																																																
全国 (5195万世帯)	5(5)	12(17)	3(20)	3(23)	39(62)																																																																		

■ 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果																																				
<p>第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第一号(-))</p>	<p>② 放送対象地域に含まれる都府県毎の世帯カバー率</p> <p>放送対象地域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率については、2018年度末までに全て50%以上の数値が記載されている。</p> <p>③ 放送対象地域毎の駅カバー率(2018年末)</p> <table border="1" data-bbox="404 435 1108 742"> <thead> <tr> <th>放送対象地域</th> <th>カバー率</th> <th>認定から5年以内に求めるカバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>72.5%(296/410駅)</td> <td rowspan="7">50%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>52.7%(272/516駅)</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>76.5%(765/972駅)</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸</td> <td>70.9%(515/722駅)</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越</td> <td>68.2%(1150/1741駅)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>52.7%(202/385駅)</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>50.4%(125/248駅)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 放送対象地域毎のサービスエリア・パーキングエリアカバー率(2018年末)</p> <table border="1" data-bbox="404 828 1108 1135"> <thead> <tr> <th>放送対象地域</th> <th>カバー率</th> <th>認定から5年以内に求めるカバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>90.6%(77/85施設)</td> <td rowspan="7">50%</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>52.2%(72/138施設)</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>57.7%(41/71施設)</td> </tr> <tr> <td>東海・北陸</td> <td>74.4%(99/133施設)</td> </tr> <tr> <td>関東・甲信越</td> <td>81.5%(150/184施設)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>80.4%(90/112施設)</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>76.7%(33/43施設)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年度に、九州縦貫/横断、四国縦貫/横断、山陽</li> <li>・2016年度に、東名、第二東名、名神</li> <li>・2017-18年度に、北海道縦貫/横断、東北縦貫/横断、北陸、関越、常磐、北関東、中央</li> </ul>	放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率	九州・沖縄	72.5%(296/410駅)	50%	中国・四国	52.7%(272/516駅)	近畿	76.5%(765/972駅)	東海・北陸	70.9%(515/722駅)	関東・甲信越	68.2%(1150/1741駅)	東北	52.7%(202/385駅)	北海道	50.4%(125/248駅)	放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率	九州・沖縄	90.6%(77/85施設)	50%	中国・四国	52.2%(72/138施設)	近畿	57.7%(41/71施設)	東海・北陸	74.4%(99/133施設)	関東・甲信越	81.5%(150/184施設)	東北	80.4%(90/112施設)	北海道	76.7%(33/43施設)	<p>(前項)</p>	<p>適</p>
放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率																																					
九州・沖縄	72.5%(296/410駅)	50%																																					
中国・四国	52.7%(272/516駅)																																						
近畿	76.5%(765/972駅)																																						
東海・北陸	70.9%(515/722駅)																																						
関東・甲信越	68.2%(1150/1741駅)																																						
東北	52.7%(202/385駅)																																						
北海道	50.4%(125/248駅)																																						
放送対象地域	カバー率	認定から5年以内に求めるカバー率																																					
九州・沖縄	90.6%(77/85施設)	50%																																					
中国・四国	52.2%(72/138施設)																																						
近畿	57.7%(41/71施設)																																						
東海・北陸	74.4%(99/133施設)																																						
関東・甲信越	81.5%(150/184施設)																																						
東北	80.4%(90/112施設)																																						
北海道	76.7%(33/43施設)																																						

■ 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>第三項第四号の要件を満たす旨の当該特定基地局の整備計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第一号(二))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビル陰等の不感地帯については、7年目より小規模局を配置。</li> <li>○ 2019年度以降も置局を増やしていき、当該放送対象地域においてあまねく受信できるよう努める。</li> <li>○ 室内受信については、室内電波リピーターや、Wi-Fiチューナーの配布・販売協力などで、室内受信率の向上を図る。</li> <li>○ 駅や地下街などの公共施設においても、施設管理者と連携・協力しながら、通信インフラが使用出来なくなるような非常時でもデジタルサイネージなどを通して安全安心情報が安定して即座に配信が出来るような環境を整備。</li> </ul>	<p>申請者は、ビル陰等の不感地帯に小規模局を配置する等、放送対象地域においてあまねく受信できるように努めることとしており、適当と認められる。</p>	<p>適</p>

■ 受信設備の普及に関する事項(開設指針別表第二第一項第二号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果										
<p>当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第二号)</p>	<p><b>1 受信設備の開発環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間標準化団体((一社)電波産業会)において、2014年中には標準規格及び運用規定を策定予定。</li> </ul> <p><b>2 取組の実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディアビジネスフォーラムを設立し(2006年)、昨年度には120社以上の企業が参加し、WGが多数進められている。ビジネスモデル、動作する端末を試作。実証実験を繰り返してきている。</li> </ul> <p><b>3 今後の計画</b></p> <p>①普及予測</p> <table border="1" data-bbox="602 575 988 728"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォン</td> <td>983</td> </tr> <tr> <td>Wi-Fiチューナー等</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>カーナビ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,123</td> </tr> </tbody> </table> <p>(万台:累計)</p> <p>②製品化、発売等の見込み等</p> <p>従前より、各種受信端末の製品化・発売について、関係事業者と協議を実施。(チューナー内蔵型スマートフォン・タブレット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年度から一部国内メーカー製が発売される見込み。</li> </ul> <p>(Wi-Fiチューナー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親会社のBIC(株)により、認定後7年間で100万台を無償配布する。</li> <li>2015年度から市販品も発売される見込み。</li> </ul> <p>(車載器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年度から市販品、ディーラーオプション機が製品化・発売される見込み。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「安全安心端末」が2014年9月頃製品化・発売される見込み。</li> <li>デジタルサイネージ等での受信対応製品を開発済。</li> </ul> <p>③普及に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JFNグループ各社のFM放送と連動して、V-lowマルチメディア放送の認知度を上げ、端末を普及させるための施策を進めていく。</li> <li>2015年度にチューナー内蔵型スマートフォンの発売に合わせてコンテンツやプロモーション企画を進めていく。</li> <li>「安心安全端末」については、V-Low放送開始を待たずすぐに使用することができ、自治体などでの利用のためプロジェクトを推進。</li> </ul>		2018	スマートフォン	983	Wi-Fiチューナー等	69	カーナビ	70	合計	1,123	<p>申請者は、以下の計画を有することから、<u>受信端末を普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に試作機の開発、実証実験等を実施するとともに、関係事業者と受信端末の製品化・発売に向けて協議を行っており、順次、製品化・発売を見込んでいる。</li> <li>チューナーを内蔵していないスマートフォンやタブレットであっても、V-Low受信アプリと併せて利用することで視聴可能となるWi-Fiチューナーを、親会社のBIC(株)が、100万台無償配布することとしている。</li> <li>普及予測(2018年度末までにスマホ等合計1122万台)を立てるとともに、普及のため、各地域でFM放送事業者と連動したV-Lowマルチメディア放送の認知度を上げる施策等を進めることとしている。</li> </ul>	<p>適</p>
	2018												
スマートフォン	983												
Wi-Fiチューナー等	69												
カーナビ	70												
合計	1,123												



# ■ 放送局設備供給役務の提供に関する事項(開設指針別表第二第一項第三号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果														
<p>放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第三号)</p>	<p>1 放送局設備供給役務の料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>置局完了時の各地域における1セグメントあたりの料金は、以下のとおり。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="435 321 901 521"> <tr><td>北海道</td><td>5100万円</td></tr> <tr><td>東北広域圏</td><td>7200万円</td></tr> <tr><td>関東・甲信越広域圏</td><td>5億4800万円</td></tr> <tr><td>東海・北陸広域圏</td><td>1億6900万円</td></tr> <tr><td>近畿広域圏</td><td>2億1600万円</td></tr> <tr><td>中国・四国広域圏</td><td>8900万円</td></tr> <tr><td>九州・沖縄広域圏</td><td>1億3500万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波利用料の変更に応じて上記の放送受託費の変更を予定</li> <li>料金軽減措置は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>カバーエリア拡大と連動する段階的な料金設定</li> <li>当初4年間で以下の係数を乗じた割引 2014年度:0.5、2015年度:0.85、2016年度:0.9、2017年度:0.95</li> <li>パーキングエリア等の置局を先行するブロックへの先行時における支払い免除</li> </ul> </li> </ul> <p>2 放送局設備供給役務の提供に関する契約の締結及び解除に関する事項</p> <p>【契約の締結について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「総利用セグメント数」に対して1の契約。</li> <li>契約期間は5年間を予定。</li> <li>保証金(放送受託費の3ヶ月分相当額)を徴収する予定。</li> </ul> <p>【契約の解除について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定基幹放送事業者からの契約解除条件:基幹放送局提供事業者のサービス開始が利用開始予定日より遅れるとき、料金の増額(カバーエリアの拡大と連動する増額は除く)をしたとき、基幹放送局提供事業者が放送設備の障害発生を知ってから一定時間を経過したとき等を予定。</li> <li>基幹放送局提供事業者からの契約解除条件:認定基幹放送事業者が料金の支払いを期日までにしないとき、基幹放送局提供事業者の検査・立会等を拒否したとき、技術条件を遵守しないとき等を予定。</li> <li>契約解除料(3ヶ月分)有り。</li> </ul> <p>【放送局設備供給役務の提供の停止について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定基幹放送事業者が料金の支払いを期日までにしないとき、技術条件を遵守しないとき等は、基幹放送局提供事業者から放送局設備供給役務の停止が可能とする予定。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【次頁あり】</b></p>	北海道	5100万円	東北広域圏	7200万円	関東・甲信越広域圏	5億4800万円	東海・北陸広域圏	1億6900万円	近畿広域圏	2億1600万円	中国・四国広域圏	8900万円	九州・沖縄広域圏	1億3500万円	<p>申請者が設定を予定している放送局設備供給役務の料金その他の提供条件は、以下のとおり法令に照らし適切なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送局設備供給役務の料金の設定について、特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをしている事項はなく、法令に照らして適正に設定されていること。</li> <li>その他の提供条件については、認定基幹放送事業者に対して不当な義務を課すこととなる事項はなく、法令に照らし適正に設定されると見込まれること。</li> <li>認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組として、①認定基幹放送事業の参入希望者向けの説明会開催、②共同で1つの放送波単位を形成する場合の多重化装置やEPGの提供等を予定していること。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">適</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">8</p>
北海道	5100万円																
東北広域圏	7200万円																
関東・甲信越広域圏	5億4800万円																
東海・北陸広域圏	1億6900万円																
近畿広域圏	2億1600万円																
中国・四国広域圏	8900万円																
九州・沖縄広域圏	1億3500万円																

## ■ 放送局設備供給役務の提供に関する事項(開設指針別表第二第一項第三号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第三号)</p>	<p>3 基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任分界点は、再多重装置等の受け渡し端。</li> <li>※ 3セグメント未満の認定基幹放送事業者が基幹放送局設備提供事業者が用意する多重化装置の利用を希望する場合は、多重化装置の入力端。</li> </ul> <p>4 認定基幹放送事業者に課する義務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金等の支払、基幹放送局提供事業者指定の技術仕様に基づいた送信設備までの放送データ及び番組情報の送信、秘密情報の守秘、民放連放送基準等の遵守。</li> </ul> <p>5 認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後の計画</p> <p><b>【実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験試験局においてハードソフト分離形式での業務運用検証を行い、役務提供の範囲、責任分界点の在り方、共通EPGの要否について検証。</li> <li>・ 2012年に県域ラジオ局が認定基幹放送事業者として参入する際に必要な情報として、伝送料金を公表。</li> <li>・ マルチメディア放送ビジネスフォーラムを通じて、情報提供や新規参入者へ対するサービス・ビジネスモデル構築の各種支援を実施。</li> </ul> <p><b>【今後の計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス概要、契約手続き概要等を公開</li> <li>・ 参入希望者向け説明会を開催</li> <li>・ 参入希望者の意向等をヒアリング</li> <li>・ エリアカバー率等を考慮した放送受託費の割引を計画</li> <li>・ 受信端末メーカーと連携した早期の受信設備の普及を計画</li> <li>・ 共同で一つの放送波単位を形成する場合は、必要に応じて多重化装置を提供</li> <li>・ 番組情報(EPG)の入力システム、配信システムを提供</li> </ul>	<p>(前頁)</p>	<p>適</p>

■ 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(-))</p>	<p><b>① 無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備の確保</b>  <b>【無線設備】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>放送システムの無線設備の開発に実績のある3社に対して開発委託を予定。</li> <li>特に九州ブロックについては、3社がプロポーザルを行い、1社に内示済み。</li> <li>3W以下の小規模局については、福岡において実証実験済み(1社)。</li> </ul> <b>【中継回線】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>主回線としてマイクロ波、副回線として無線IP回線を利用する予定。</li> <li>マイクロ波回線の確保が困難な地域については、帯域保証型IP専用線サービスを利用予定。</li> <li>福岡での実験において、IP専用線による中継を実験済み。</li> <li>マイクロ波回線については、(社)電波産業会に周波数照会業務を委託中。</li> </ul> </p> <p><b>② 当該特定基地局の設置場所の確保</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>路側の小規模中継局以外の特定基地局については、主として既存放送局の送信所等に設置することとしており、ほとんどのものについて、設置場所の図面を元に機器の設置が可能なることを判断している。</li> <li>全ての基地局について、今後の協議・検討を確認する書類を添付している。</li> </ul> </p> <p><b>③ 地域住民の合意形成に向けた取組</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>特定基地局の建設にあたって、地域住民との間で問題が発生しないよう、必要に応じて説明会を開催する等の対応を行うこととしている。</li> <li>また、ホームページその他による地域住民への告知、問い合わせ窓口の設置、必要に応じて個別の説明等も行うこととしている。</li> </ul> </p> <p><b>④ 有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>混信発生のある地域へポスティング等により周知を行うとともに、コールセンターを設置し、V-Lowマルチメディア放送に起因する障害が発生した場合は、受信障害対策(アンテナコネクタ端子の交換等)を実施。</li> <li>V-Lowマルチメディア放送が原因の場合は、受信障害対策費用を全額負担。</li> </ul> </p> <p><b>⑤ ブースター障害等の防止又は解消に関する取組</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンターを設置し、V-Lowマルチメディア放送に起因する障害が発生した場合は、受信障害対策(ブースター又は受信アンテナの調整等)を実施。</li> <li>V-Lowマルチメディア放送が原因の場合は、受信障害対策費用を全額負担。</li> </ul> </p> <p><b>⑥ 工事業者その他の業者との協力体制の確保</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>国内の送信所の工事について、送信所工事の実績のある3社を中心に委託することとしている。</li> </ul> </p>	<p>左記①から⑥の観点について、申請者のこれまでの取組実績及び今後の計画は、円滑に特定基地局を整備する能力を有しているものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線設備の確保について、既の実績のある発注事業者を選定済みである。</li> <li>中継回線の確保について、少なくとも二重系を確保しており、また主回線となるマイクロ波回線について、(社)電波産業会に周波数照会業務を委託済みである。</li> <li>特定基地局の設置場所の確保について、路側に設置するものを除く大中規模のほとんどの中継局について、設置場所の図面等を基に置局の可否の検討を行っている。また、大部分の特定基地局について、今後の協議・検討を確認する書類を添付している。</li> <li>特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成に向けた取組について、地域住民の理解が得られるよう、ホームページその他による地域住民への告知、問い合わせ窓口の設置、また必要に応じて説明会の開催や個別の説明を予定している。</li> <li>テレビジョン放送(ブースター、有線電気通信設備を用いて受信するものを含む。)の受信に対する障害を防止し、又は解消を図るための措置を適切に実施することとしている。</li> <li>工事業者その他の業者との協力体制の確保については、実績のある3社を中心に委託することとしている。</li> </ul>	<p>適</p>

## ■開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(二))</p>	<p><b>1 事業開始予定時期・特定基地局の設備投資額(2018年度まで)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州・沖縄 2014年 11/19 (32億円)</li> <li>・近畿 2015年 1/17 (13億円)</li> <li>・関東・甲信越 3/11 (29億円)</li> <li>・中国・四国 4/1(※) (37億円)</li> <li>・東海・北陸 11/1 (25億円)</li> <li>・北海道 2017年 4/1 (13億円)</li> <li>・東北 4/1 (26億円)</li> </ul> <p>(計 174億円)</p> <p><b>2 資本金</b> 40億円(現在100万円。認定後増資予定)</p> <p><b>3 資金調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は、資金調達について、持株会社BIC(株)からの出資による調達(40億円)と借入による調達(76億円)を計画。</li> <li>・当該資金等に充てるために、持株会社BIC(株)は、出資(51.1億円)による調達、借入による調達(80億円)を計画。(既に48.1億円の出資金を調達済み)</li> </ul>	<p>申請者の資金計画は、各地域において、資金ショートすることなく事業を開始し運営していく計画となっており、<u>放送局設備供給役務を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していると認められる。</u></p> <p>※ 設備投資の額は、メーカーからの見積り等を根拠に算出した単価等で見積もられており、見積書が添付されている。</p> <p>外部資金(出資金、借入金)の調達及び収益により、一定期間(認定から、事業開始後5年間)、いずれの地域も資金不足とならない計画となっている。</p> <p>※ 営業損益について、一部の地域は赤字であるが、他の地域の黒字により、全体として黒字を見込んでいる。</p> <p>※ 外部資金については、持株会社からの調達を予定。持株会社は当該資金等に充てるため、増資及び借入れを予定しているが、これらの資金については、全て根拠文書(株式引受申込書、融資検討表明書)が添付されている。</p>	<p>適</p>

■ 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(三))</p>	<p><b>【実験実施実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISDB-T<sub>SB</sub>方式については2007年より福岡ユビキタス特区において実験を実施。その後、2012年から福岡V-Lowマルチメディア放送実験協議会によって福岡地区にて実証実験を実施。</li> <li>2013年には移動局実験免許を所得し、イベント会場において実験電波を発射。</li> </ul> <p><b>【標準化活動等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)電波産業会において規格策定中。各規格については、2014年7月の規格会議にて改定予定。</li> <li>運用規定(ドラフト案)を策定中であり、放送開始にあわせてARIBを通じて配布予定。</li> </ul>	<p>申請者は、以下のとおり実証実験や標準化活動等の実績を有していることから、電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的な検討及び実験については、実証実験等を実施済みである。</li> <li>標準化の活動については、(社)電波産業会の標準化作業へ参加し、標準規格案の審議をほぼ完了している。</li> </ul>	<p>適</p>

## ■ 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。(開設指針別表第二第一項第四号四)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備で使用されている全ての部品について、部品メーカーで廃盤になってから最低5年間は送信器メーカーにて保持。</li> <li>・ 東京の本社センターにて、全7ブロック分全ての送信所を24時間監視。監視方法については、オンエア波を受信してその受信電波を解析する装置を全送信所に設置し、電波の強度やBER/MERの値を、インターネット回線を利用してセンターへ収集し、常時監視。</li> <li>・ 監視にて異常を検知した際は、東京のセンターよりリモート・コントロールで予備系に切り替え即座に復旧させる。</li> <li>・ その後、各地の業務委託契約を締結している者によって一時対応で現地に向かい対応。この業務委託については、全国の全国FM放送協議会(JFN)各社の技術部門を中心に締結。</li> <li>・ その後、東京センターの判断で、責任者もしくはメーカーの保守対応者により障害復旧させる。</li> </ul>	<p>申請者は、以下のとおり保守・メンテナンスに係る計画を有していることから、電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備で使用されている全ての部品について、部品メーカーで廃盤になってから最低5年間は送信器メーカーにて保持することとしている。</li> <li>・ 東京の本社センターにて24時間の監視体制を整備することとしている。</li> <li>・ 障害時の対応については、全国の全国FM放送協議会(JFN)各社の技術部門を中心に締結された業務委託契約によって、一時対応を実施し、その後、メーカーの保守対応者等により障害復旧を行う体制を整備することとしている。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">適</p>

## ■ 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。(開設指針別表第二第一項第四号(五))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国のJFN系列局等と業務委託契約を締結し、各都道府県において各送信所につき無線従事者を3名配置。</li> <li>・ 空中線出力2kW以上の送信所については第一級陸上無線技術士、2kW以下の送信所については第一級若しくは第二級陸上無線技術士を配置。</li> <li>・ 社員研修などを通じて有資格者を増やしていく。また、将来的な職員採用の際は有資格者を優遇し、無線従事者を確実に配置できるようにする計画。</li> </ul>	<p>申請者は、以下のとおり無線従事者を配置する計画を有していることから、無線従事者を適切に配置するものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定基地局の開設にあわせ、法令に照らして適切に無線従事者を確保する計画。</li> <li>・ 有資格者の職員採用の優遇や社員研修等による無線従事者の確保に関する計画。</li> </ul>	<p>適</p>

## ■ 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。(開設指針別表第二第一項第四号(六))</p>	<p>1 法令遵守のための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理憲章及びコンプライアンス管理規程、リスク管理規程及び内部監査規定を策定し、内部監査部門を設置。</li> <li>・ 社員等に対する研修の実施を予定。</li> </ul> <p>2 個人情報保護のための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報管理規程及び個人情報の取扱に関する細則を策定。</li> <li>・ 社員等に対する研修の実施を予定。</li> </ul>	<p>申請者は、以下のとおり社内規定等の策定に係る計画等を有していることから、関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が認識すべき倫理規範・行動規範に関する基本的考え方について「倫理憲章」を策定することとしている。</li> <li>・ コンプライアンス管理体制について「コンプライアンス管理規定」を策定することとしている。</li> <li>・ リスク管理体制について「リスク管理規定」を策定することとしている。</li> <li>・ 内部監査に関する基本的事項について「内部監査規定」として策定することとしている。</li> <li>・ 個人情報管理規程及び個人情報の取扱に関する細則を策定することとしている。</li> <li>・ 社員・従業員に対する研修を随時実施することとしている。</li> </ul>	<p>適</p>



## ■混信等の防止(開設指針別表第二第二項)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。(別表第二第二項第一号)</p> <p>既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。(別表第二第二項第二号)</p>	<p>(1) 航空無線への干渉回避対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•V-Lowマルチメディア放送の周波数帯に隣接する航空無線航行システム(ILS:航空機誘導システム等)に対して、帯域外領域において発生するスプリアス発射による干渉等が発生する可能性があることから、共用条件を検討。</li> <li>•各基幹放送局の近くに空港がある場合は、離隔距離に応じて、スプリアス発射のレベルを一定程度抑える必要があり、その所要の減衰量を算出。</li> <li>•その結果に基づき、V-Lowマルチメディア放送の送信設備に所要の減衰量を確保するためのバンドパスフィルタを導入し、干渉回避対策を講ずる。</li> <li>•さらに、今後、航空無線航行システムの実機を用いた室内実験を行い、また、最初に開局予定の福岡地区において、試験電波発射時から空港周辺での測定を行い、十分にマージンがあることを確認した上で増力し、本放送を実施する。</li> <li>•V-Lowマルチメディア放送の置局にあたっては、地域ごとの状況を踏まえて近隣の航空無線システムを十分調査し、関係機関と調整した上で、必要な箇所にはバンドパスフィルタを導入し、混信が起これない環境を構築した上で運用。</li> </ul> <p>(2) FM放送への混信対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•V-Lowマルチメディア放送の送信点の近隣では、感度抑圧による混信が発生する可能性があることから、シミュレーション等を実施し、実聴確認を行いながら混信対策を実施。</li> <li>•V-Lowマルチメディア放送とFM放送の相互変調により、強電界地域において、混信が発生する可能性があり、受信障害対策については、中波放送のFM補完中継局等を開設する者とともに、以下のような対応を実施。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① シミュレーションにより障害発生想定エリアを特定し、当該エリアの世帯に障害発生の可能性について周知を行い、コールセンターの電話番号等を周知。</li> <li>② コールセンターによる受信指導等で問題が解決しなかった場合、訪問により、アンテナ方向の振り替え、対策済み受信機の配布等の対策を実施。</li> </ol>	<p>申請者は、以下のとおり既設の無線局等への混信等を防止するための措置を適切に実施する計画を有していること等から、<u>混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•航空無線航行システムについては、地域ごとの状況を踏まえて混信等を防止するための措置の内容を関係者と調整し、混信が起これない環境を構築した上で運用するとしており、適当である。</li> <li>•抑圧混信、相互変調によるFM放送の受信に対する障害について、障害発生想定エリアのシミュレーション等を実施しつつ、後者については中波放送のFM補完中継局等を開設する者と協力して、防止又は解消を図るための措置を実施するとしており、適当である。</li> </ul>	<p>適</p>

## ■電波の能率的な利用の確保(開設指針別表第二第三項)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>第四項に掲げる要件を満たすことその他電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第三項)</p>	<p>1 送信の方式 セグメント連結伝送方式(ISDB-Tsb)</p> <p>2 占有周波数帯幅 3.896MHz</p> <p>3 SFNの計画 (1) 同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する計画(いわゆるSFN(Single Frequency Network)を構築)</p> <p>(2) SFN混信対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPS信号を基準に変調器毎に同期をかけ、それぞれの送信所毎に独立して遅延調整を行うことが可能なシステムを構築する計画。</li> <li>・ 同一周波数の電波が複数の送信点より到達し、到達波の遅延時間差がガードインターバルを超えてしまう場合でも、個別の遅延調整を行うことによつて、ガードインターバル内に収めることができる。</li> <li>・ 送信所に送る信号であるNSIを使って、送信所の遅延調整パラメータを演奏所側から変更することができ、無人の送信所においても柔軟に遅延調整を行うことが可能。</li> <li>・ 回線接続装置内に独自の遅延調整機能を開発し、IP回線内での揺らぎも吸収したうえで変調器の遅延調整を行うものにより、マイクロ波中継ができない送信局においても、ガードインターバルの調整が可能。</li> </ul>	<p>申請者は、送信の方式について、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)に規定される方式によるとともに、各種のSFN混信対策を講じることにより、それぞれの放送対象地域をSFNでカバーする計画としていることから、電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していると認められる。</p>	<p>適</p>

## ■ その他(開設指針別表第二第四項)

審査項目	記載事項	審査概要・考え方	審査結果
<p>別表第二第一項から第三項までのほか、当該特定基地局を開設して放送局設備供給役務を行うことが、放送の普及及び健全な発達に寄与すること。(開設指針別表第二第四項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる出資者である株式会社エフエム東京は、1998年10月の「総務省地上デジタル放送懇談会」でラジオのデジタル化について議論が開始されて以来、デジタルラジオの実用化試験放送、福岡ユビキタス特区での実験、福岡V-Lowマルチメディア放送実験試験局での実証実験等を実施。</li> <li>主たる出資者である株式会社エフエム東京は、各種懇談会、検討会、委員会等、制度整備に向けた議論に積極的に参加。</li> </ul>	<p>申請者の主たる出資者は、以下のとおり放送の普及及び健全な発展に貢献してきた実績を有し、本件開設計画の認定後もこれらの活動を通じて得られた知見を基に放送の普及及び健全な発達に寄与することが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用化試験放送や実証実験等を実施。</li> <li>各種懇談会、検討会、委員会等、制度整備に向けた議論に積極的に参加。</li> </ul>	<p>適</p>

◎開設計画が確実に実施される見込みがあること(法第二十七条の十三第四項第二号)

審査項目	審査概要・考え方	審査結果
開設計画が確実に実施される見込みがあること(法第二十七条の十三第四項第二号)	申請者は、特定基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。	適

◎開設計画に係る放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること(法第二十七条の十三第四項第三号)

審査項目	審査概要・考え方	審査結果
開設計画に係る放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること(法第二十七条の十三第四項第三号)	申請者は、開設計画に係る放送系に含まれるすべての特定基地局について、99MHzを超え103.5MHz以下又は103.5MHzを超え108MHz以下の周波数の使用を希望しており、適当と認められる。	適